

まちづくりだより

第一整備地区

第9号

◆ 全体説明会を開催します

全権利者の皆さまを対象とした全体説明会を開催します。

事業進捗やスケジュール、宅地造成等の取扱い、企業選定に係る取組み、事業推進に向けた取組み等をご説明させていただきます。

特に宅地造成等の取扱いについては、換地先の土地利用に係る内容となりますので、ご参加いただきますようお願いいたします。

先行住宅地街区（30街区/31街区）に仮換地の指定を受けている権利者の皆さまには別途、説明会を開催します。詳細は後日ご案内いたします。

開催日時：平成29年5月28日（日）午前10時から正午まで

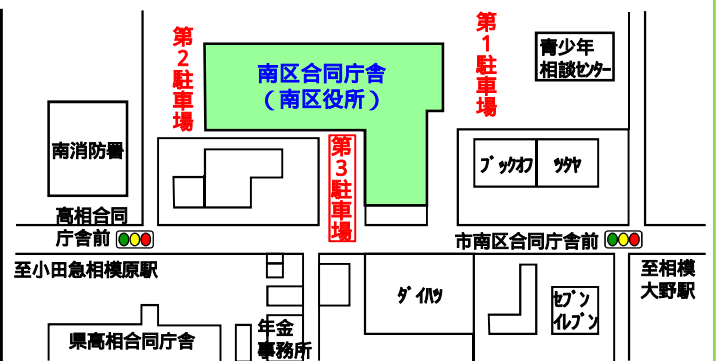
会場：南区合同庁舎（南区役所）3階 講堂

内容：（1）事業の進捗と今後のスケジュールについて

（2）宅地造成等の取扱いについて

（3）企業選定に係る取組みについて

（4）事業推進に向けた取組みについて など



南区合同庁舎 (南区役所)

【所在地】相模原市南区相模大野5-31-1

・小田急線相模大野駅（北口）から徒歩10分

・小田急線相模大野駅（北口）からバス

小田急相模原駅行「高相合同庁舎前下車徒歩1分」

麻溝台・新磯野地区整備事務所より

『昨年度は、権利者、関係者の皆さまのご協力を得まして工事に着手することができ感謝申し上げます。

今年度も引き続き、事業の推進に取り組んでまいりますので、当事業へのご理解とご協力をお願いいたします。』

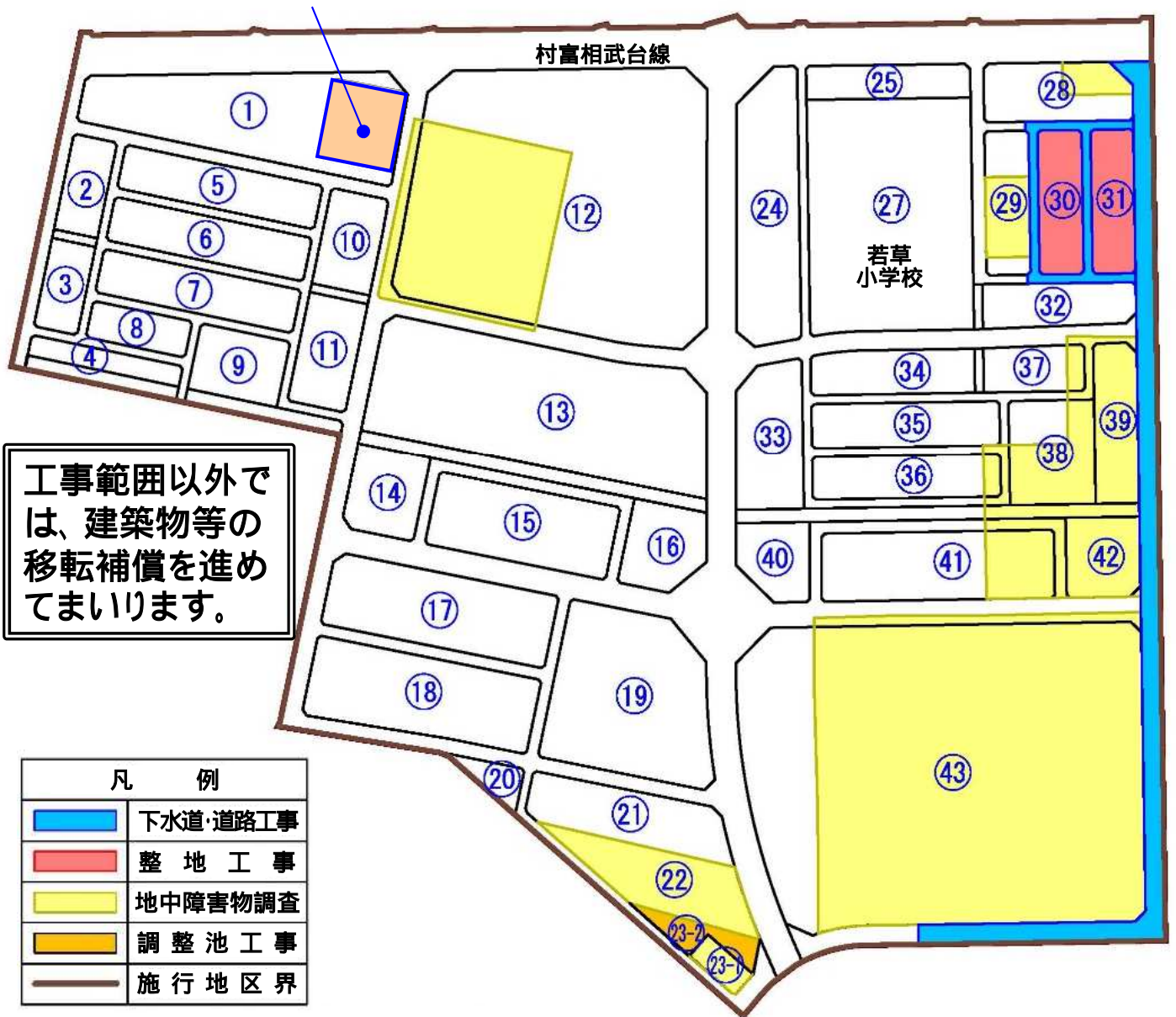
◆平成29年度の主な取組みについて

本年秋頃の先行住宅地街区（30街区/31街区）の土地利用開始を目指して造成工事等を進めるとともに、産業系共同売却街区（43街区）やその他の街区では地中障害物調査や調整池の工事等を、地区外では当事業の整備に伴う下水道（污水管）の工事を行います。

平成30年度以降に工事等を予定している街区については、権利者の皆さまのご理解とご協力をいただきながら、建築物等の移転補償を進めてまいります。

また、本年中を目途に、産業系共同売却街区に係る進出企業の募集及び選定も行う予定です。

H29年4月末 開所
清水建設(株) 工事現場事務所



工事範囲以外では、建築物等の移転補償を進めてまいります。

凡 例	
	下水道・道路工事
	整地工事
	地中障害物調査
	調整池工事
	施行地区界

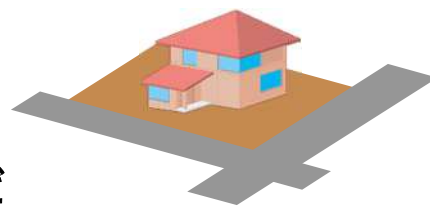
工事範囲は、補償物件の移転状況等により変更になる場合があります。

◆ 宅地造成等の取扱いについて

当事業における宅地造成に係る基本的な考え方や、昨年秋に策定した「地中障害物等の取扱方針」を踏まえた地中障害物の調査や処理の流れ等を「**宅地造成等の取扱い**」として取りまとめ、今後、全体説明会等を通じて、権利者の皆さまへ周知を図ったうえで、宅地造成に係る本格的な工事に着手してまいります。

【宅地造成等の取扱いの内容】

- 1 宅地の区画割等
- 2 宅地の高さ設定・高低差の処理方法
- 3 敷地境界の標示（道路境界、宅地境界）
- 4 宅地の出入口（歩道の切下げ等）
- 5 供給施設・処理施設（汚水、水道、ガス）
- 6 電柱の設置
- 7 ごみ集積所の整備
- 8 宅地の品質（地耐力）
- 9 地中障害物の調査・処理の流れ など



◆ 土地区画整理審議会の開催報告

「**損失補償基準（一部改正）**」「**保留地の決定（第3回）**」「**仮換地の指定（第3回）**」諮問し、同意する旨等の答申をいただきました。

【第11回審議会】平成29年3月13日（月）

損失補償基準の一部改正について【諮問】

○保留地の決定（第3回）について【諮問】

○仮換地の指定（第3回）について【諮問】

◆ 仮換地指定通知（第3回）の発送について

直近の工事予定箇所等を対象として、**平成29年3月下旬に仮換地指定通知（第3回）を発送**させていただきました。今回の指定により、**全体の約7割の仮換地が指定**されました。

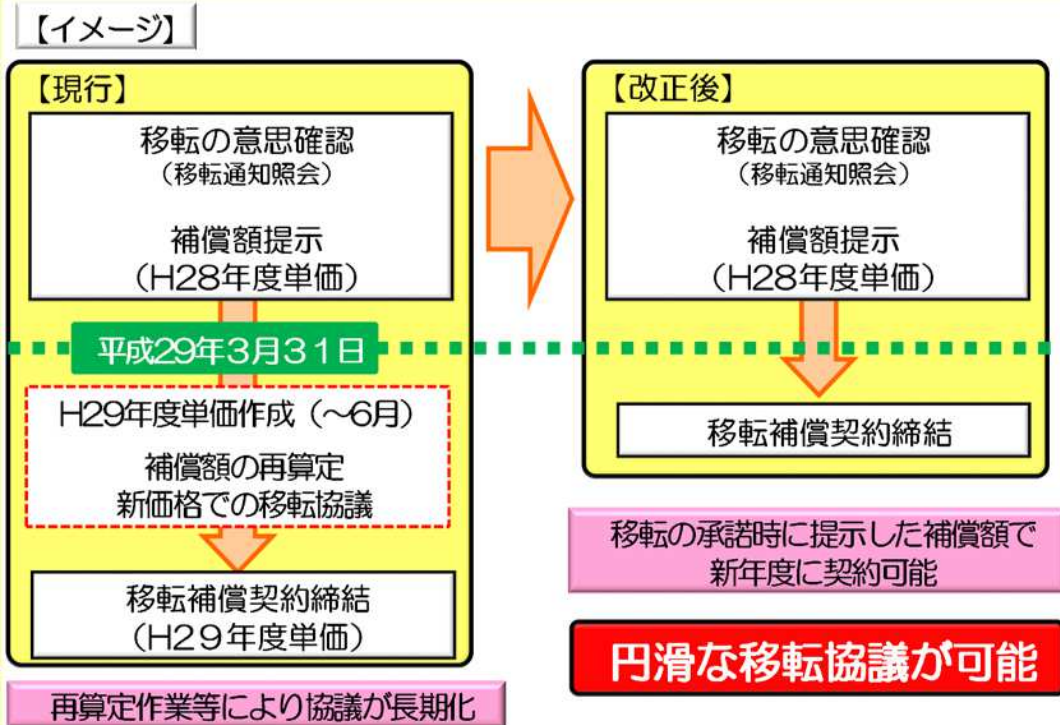
今後順次、建築物等の移転に係る補償の手続きを行ってまいります。

また、仮換地指定がされていない土地についても、今後の工事等の時期に合わせて順次、仮換地指定を行う予定ですのでご承知おき願います。

◆ 損失補償基準の一部改正について

建築物等の移転補償費に係る権利者の皆さまとの協議を円滑に進めるため、年度をまたぐ場合の補償額算定期間の取扱いを明確に規定しました。

なお、表現の一部についても合わせて修正しました。



◆ 企業選定審査委員の選出結果について

	応募資格 (換地申し出条件)	募集	申込	選出
公募枠1	産業系共同売却街区 (43街区) への換地を申し出ている者	2人	2人	<u>2人</u>
公募枠2	産業系共同売却街区 (43街区) 以外の街区への換地を申し出ている者	3人	5人	<u>3人</u>

公募枠2については、まちづくりだより (第8号) でお示した抽選方法により、審議会会長立会いの下、事務局で抽選を行いました。

◆ 権利変動等に伴う届出のお願い

土地区画整理事業区域内の土地について、**売買、相続等によって所有権に変更**があった場合、または**引越し等によって住所に変更**があった場合は、事務局までご連絡頂きますようお願いいたします。

ご意見やご不明な点がございましたら下記事務局までご連絡ください。

【事務局】

相模原市都市建設局まちづくり事業部

麻溝台・新磯野地区整備事務所

TEL : 042-769-9254 FAX : 042-754-8490

